

ヤミ金、仲間も食い物

現場発

「ヤミ金」を営んでいたとして、愛知県警が出資法違反(超高金利)などの疑いで逮捕した名古屋市中村区の運転手(仮名)が9日、罰金50万円の略式命令を受けた。貸主は個人タクシーの男性運転手。借り手は、大半が「口コミ」で聞きつけた同業者だった。過去9カ月だけでも延べ450人。その連鎖に、不況の影も映っている。(相原亮)

タクシー運転手 略式命令

JR名古屋駅「太閤通口」 5年余り前のことだ。競輪のタクシー乗り場。百貨店や高層ビルが立ち並ぶ華やかな駅東側と違い、平日は乗客も少ない。客待ちの運転手たちがたむろし、談笑している。貸主の運転手もそんな一人だった。60代後半の男性運転手は、同僚から紹介された。



街頭では「スピード融資」をうたった張り紙も目立つ。「口コミ」のある名古屋市内

き込んだ。審査もなく気軽だった。以来、計4、5回借りた。最後に借り換えで50万円借りたが、返済が遅れた。男性は「高金利なのは分かっていた。簡単に借りられるので頼ってしまった」と振り返る。「もう手は出さない。でも、今年に入って売り上げが半減。生活は苦しい」

審査なく気軽

調べに当たった中村署によると、金利は1日当たり0.6%と法定の2倍(年利換算21.9%)。1回当たりの貸付額は主に15万~45万円だった。大阪でも近年、違法な取り立てを理由に、運転手らが相次いで損害賠償請求訴訟を起こし、業者の違法性を認める判決が出ている。

「頼りにしてた」

「大阪クレジット・サラ金被害者の会」の川内泰雄事務局長は「タクシー運転手は、低収入のうえに、歩合制で生活が安定していない。生活費の穴埋めや、愛さ晴らしのギャンブルにはまり、ヤミ金に手を出すケースも多い」と話す。厚生労働省の調査では、昨年の愛知県内のタクシー運転手の収入は、年収換算で約340万円。全国では上位だが、同業の全産業の約590万円を大きく下回った。

不況の影 口コミで拡大

一方、ヤミ金業者の数や実態は詳しくわかっていない。多重債務問題に詳しい同県弁護士会の滝康暢弁護士は「基本は口コミの世界のうえ、対面で貸し付けたり同僚を保証人にしたりに心理的に圧迫し、被害が表面化しにくい」と指摘する。摘発をどのように受け止めているのか。略式命令を受けた貸主の運転手に取材を申し込んだが、断られた。顔見知りという別の運転手は言う。「確かに違法だったかも知れない。でも、それだけ多くて若年層も含め、約1千人の人が頼りにしてたんだ」